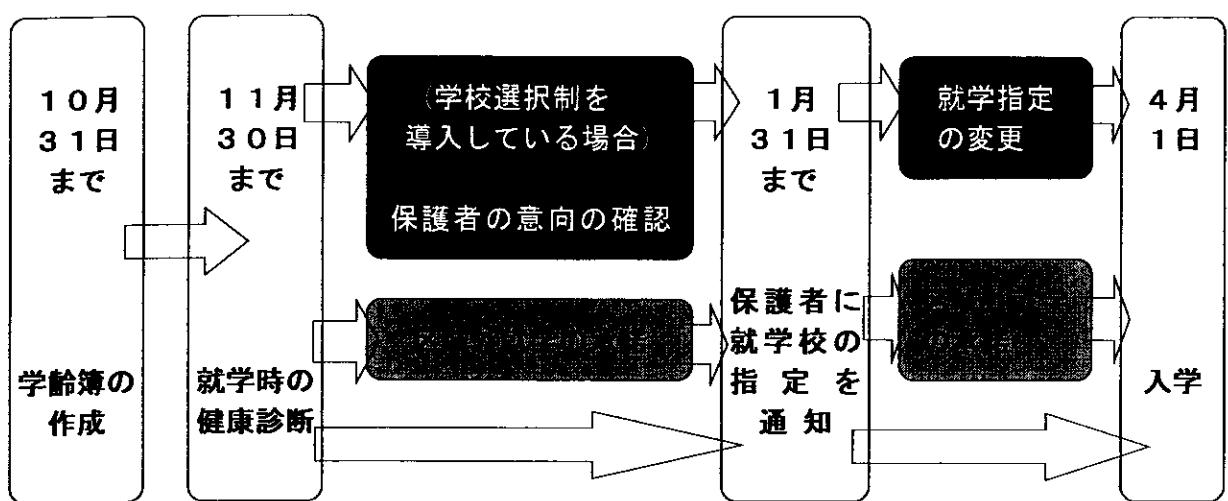


就学すべき小・中学校の指定について

就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続き



○市町村教育委員会は、その設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされている。

○その際、学校の指定が恣意的に行なわれたり、いたずらに不公平感を与えるたりすることのないよう、あらかじめ、地域の実情や地理的条件を踏まえて各学校に通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校が指定されることが一般的である。(なお、「通学区域」は法令上定められたものではなく、これを設定するか否かを含めて市町村教育委員会の判断。)

○近年、市町村教育委員会の中には、以下のような取組により、就学校の指定に当たり、地域の実情や保護者の意向等に配慮する例が増加してきている。

<就学校の指定に当たっての地域の実情や保護者の意向等に配慮した工夫>

① 学校選択制

就学する学校を市町村教育委員会が指定するに当たり、あらかじめ保護者の意見を聴取するもの。

② 就学すべき学校の指定の変更

いったん就学指定された学校に通うことが必ずしも保護者の意向に合致していない場合に、保護者の申立てにより市町村教育委員会が市町村内の他の学校に指定を変更するもの。

③ 区域外就学

保護者の申立てにより、関係市町村教育委員会間の協議等一定の手続きを踏まえて他の市町村の学校への就学を認めるもの。